

令和5年度 市政懇談会



県南広域的水道整備事業 について

県南広域的水道整備事業について

●概要

県南広域的水道整備事業は、思川開発事業の一つとして、栃木市、壬生町、下野市の利水を目的とした事業です。

思川開発事業とは？

思川沿川・利根川中下流域地域の洪水調整や**栃木県(栃木市・壬生町・下野市)・鹿沼市・小山市・古河市・五霞町・埼玉県・北千葉広域水道企業団**の水道用水の取水を目的として、思川上流部の南摩川にダムを建設する国の事業です。

○事業の経緯

昭和44年度 実施計画調査着手

昭和59年度 建設事業着手

平成28年度 ダム検証対応方針により「事業継続」

令和 2年度 ダム本体工事着手(本体工事、導水施設工事、付替道路工事 等を実施。)

令和 6年度 ダム完成見込み

● 県南地域の水道水源の状況

【平成25年3月 栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書より】

- ① 県南地域における地下水依存率は高く、栃木市・下野市・壬生町は、全量を地下水のみに依存しており、地下水の代替水源としての表流水を全く有していない。
- ② 県南地域においては、地盤沈下や地下水汚染が危惧されており、水道水源を地下水のみに依存し続けることは望ましくない。
- ③ 異常気象による渇水リスクが高まる中、県南地域には水道水源として利用できる水資源開発施設がない。
- ④ 水資源開発には相当な期間を必要とすることから、長期的な展望に立って、事前対策を講じていく必要がある。

● 県の方針と市の考え方

- | | |
|---------|---|
| 栃木県の方針 | ・ 県南地域において、将来にわたり安全な水道水の安定供給を確保するため、地下水から表流水への一部転換を促進し、 <u>地下水と表流水のバランスを確保</u> する |
| 下野市の考え方 | ・ 栃木県の <u>地下水と表流水のバランスを確保する考え方に賛同</u> する
・ 安全で安定した水道水の供給を <u>将来にわたり保障</u> する
・ 地下水1系統のリスク分散の観点から <u>多様な水源確保の必要性を検討</u> する |

●水道法改正に伴う水道の基盤強化について

水道事業の現状と課題

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・給水区域内人口の減少 ・水道施設の老朽化 ・専門職員の減少及び高齢化 	<ul style="list-style-type: none"> ・水需要の減少による料金収入減 ・施設更新費用の増大 ・人材不足の深刻化

カネ・モノ・ヒト

これらの課題を解決し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していく必要がある。

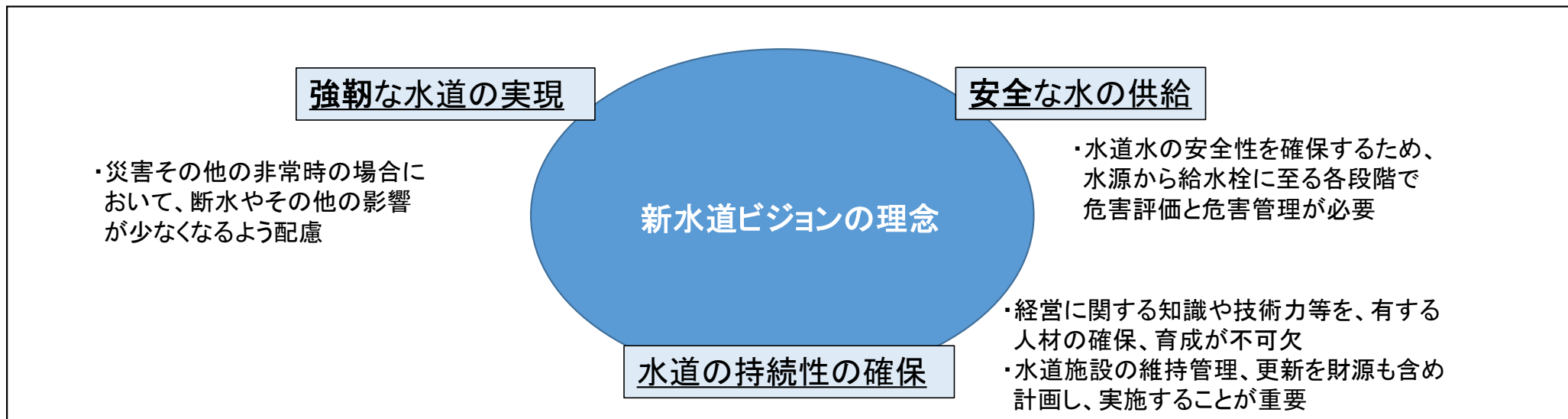
水道の基盤の強化

令和元年10月1日 改正水道法施行
水道の基盤強化に係る関係者の責務を明文化

国、都道府県・水道事業者等(市町等)の責務(水道法第2条の2)

国	県	水道事業者等(市町等)
<ul style="list-style-type: none"> ・水道の基盤の強化に関する基本的、総合的施策の策定、推進 ・水道事業者等に対する技術的・財政的援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等間の連携等の推進 ・水道の基盤の強化に関する施策の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業者等間の連携等の推進 ・水道の基盤の強化に関する施策の策定及び実施 ・水道事業の適正かつ能率的な運営

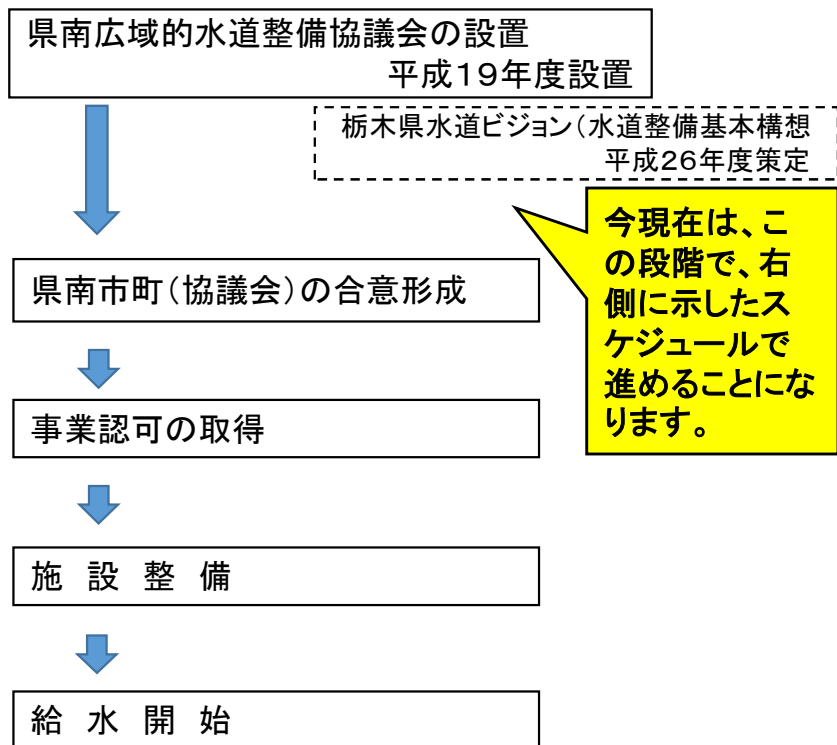
水道の基盤の強化に向けた考え方



水道の基盤強化に係る取り組みの例

強靱な水道の実現	水道の持続性の確保	安全な水の供給
<ul style="list-style-type: none"> ○施設の耐震化の推進 ○事業継続計画の策定 ○災害対策マニュアルの策定 ○災害時の他事業者との連携体制確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な資産管理の実施(法22条の3, 4) <ul style="list-style-type: none"> ・アセットマネジメントの実施 ・水道施設台帳の整備 ・点検等を通じた適切な維持修繕 ・水需要を踏まえた施設規模の見直し ○水道料金の見直し ○事業運営に必要な人材の確保 ○研修等を通じた人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○法に基づく水質基準の確保 ○水安全計画の策定

● 県南広域的水道整備の流れ (令和元年度水道法改正)



※令和元年度の水道法改正により
県、市町が基盤強化を必要とした時点で
法に基づく広域的連携等推進協議会を設置して
水道基盤強化計画を策定のうえ整備を進めることができる。

● 県と市町の協議スケジュール

